

第4回 郵政改革関係政策会議

日時：平成22年2月10日（水）14:00～15:30

場所：永田町合同庁舎 第1会議室

○議題 郵政改革の検討状況について（継続）

【大塚副大臣挨拶】

一昨日に続いての会合になるが、先生方から忌憚のないご意見を是非お寄せいただき、ご指導いただければと思っている。資料をお配りしているが、資料2に主だったものが入っており、とりわけ資料2-5の今後の要検討ポイントのトライアングルの関係をよくご理解いただきながら、それぞれのご意見を拝聴させていただきたいと思っている。

一昨日のご意見も含め、今日及び今後のご意見も事務方の方でしっかりと記録し、整理させていただくので、いずれかの段階でこれまでのご発言も踏まえつつ、深い議論をしていただけるよう資料をお配りさせていただきたいと思っている。よろしくをお願いしたい。

【質疑応答】

○ 地域性・公共性が大事であることは理解しているが、少しバランスを考え、全体的に考える必要がある。例えば、預入限度を撤廃の議論があるが、これは金融機関のペイオフ1千万円という、この部分とのバランスをどうとるかということが一つ考えられる。全体のパッケージの中でバランスをどのようにとっていくかということをご意見を是非考えていただきたい。

○ 3点ある。1点目は、骨子において業法の規定に基づき所要の措置を講ずるとあるが、業務に関しては民間と対等というのが私の意見。ここの所要の措置とは具体的に何を指すのか。これによって経営の受け入れ影響も変わってくることから、その点について伺いたい。

2点目は、ユニバーサルサービスコストの負担とあるが、ユニバーサルサ

ービスコストは一体いくらかかるのかという話。難しいとは思いますがシミュレーションをお願いしたい。具体的な数字があると議論が捗りやすくなると思うので、その点を是非お願いしたい。

3点目は、郵便認証司の見直しと書いてあるが、具体的には何を指すのかご教授願いたい。

- ユニバーサルコストは、国が請け負っていくべきだと思うが、これ以上の財政負担を強いることは国民の理解が得られないと思う。したがって、利用限度額に関しては撤廃をすべきだと思うし、同時に新たな個人向けの新規事業に関しては積極的に推進を図っていくべきだろうと思っている。住宅ローン、がん保険等も、今後地域事情が分かっている郵政事業が積極的に行っていくべきと思っている。

出資比率については、経営上重要な決議が行える3分の1が適当でないかと考えている。また、昨年いただいたペーパーの中に保育事業の記述があったと思うが、今回のペーパーにはない。今後やるつもりがないのかということをお聞かせ願いたい。

- これからいろんな議論を多角的にして詰めていけばいいと思うが、業法の適用は大変重要なポイントである。金融業務、保険業務をやるということであるから、最低限、業法の適用というのはきちんと踏まえた上での議論を今後していただき、利用限度にしても出資比率にしても、そういう点をまず踏まえた上でスタートしていくことが必要。小さな特定郵便局が困っているのは分かっているので、そこは金融庁の検査監督の部分でいろいろな配慮が可能であるから、少なくとも業法の適用というところはできるだけ早期に詰めていただければと思う。

- 保険加入限度額の撤廃あるいは緩和とあるが、民間生命保険会社の場合、例えば2千万、3千万、5千万と高額な保険金給付が必要な契約に対しては、告知あるいは審査に対する経験値に基づいた、時には特別保険料、保険金の削減、不担保部位の設定等々の危険性選択という問題をクリアしてはじめて高額な保険金を引き受けるという経緯がある。かんぽ生命において、今後保険金の限度を引き上げるという場合には、例えば3千万、5千万といった高額な保険金契約に対する、いわゆる適切な保険契約引受の体制について、どのようなイメージを持たれているのかお示しいただきたい。

(答) (大塚副大臣) 所要の措置について、これはまさしく、資料2-5にある

トライアングルのバランスをとっていくための所要の措置である。所要の措置の詳細は当然固めていないので、この政策会議でのご議論も踏まえて、最終的に意思決定をしまいたい。先ほど、業法の適用は非常に重要なポイントだのご指摘があったが、業法の適用となれば、これは基本的に業法の規定に従って業務の内容が決まってくるわけです。しかし、これまでの経緯等を考えると、例えば利用限度額についていくらにするかということ、所要の措置として書くのかどうか。また、それはどのような形でやるのか。政令事項なのか、法律事項なのか。あるいは、是非は別にして、今現在は民営化委員会の中で議論しているわけですので、そういうような仕組みを残すのか、これらを総称して所要の措置と言っている、所要の措置の内容についてもいろいろご意見をいただきたいと思っている。

それから、ユニバーサルサービスコストはいくら位かかるのかということについて、これは非常に重要な問題で、もちろん青天井で国がコスト負担をするというのにはありえない話だと思っている。さりながら、今回、この郵便・金融のユニバーサルサービスというのは、一体誰が誰に対して負っている義務なのか、ということについては、国が国民の皆様に対して負っている義務であると、そういう前提に立って、それを誰に担ってやってもらうのかという論理構成にしている、国に代わってやってもらう部分については、当然国が応分のコストを負担する合理的根拠がある。しかし、そうであっても、コスト負担は shouldn't、むしろ自分たちで稼ぎ出してやってもらうという日本郵政グループの判断もあるかもしれないが、それにも合理的根拠はあるだろうということ。コストが一体どの位かということについて、どの拠点が、国の義務を担ってもらうために設置された拠点であるのかということ、判断する基準として、たとえば、過疎法というものがある。過疎法の対象自治体内の拠点については、本来は、収益だけを考えたなら置かなくてもいい拠点かもしれないが、国の義務を果たすため、広く国民の皆さんに普遍的な拠点を提供するという意味かもしれない。そういう解釈も成り立ち得るということで過疎法というものを取り上げている。したがって、一つの考え方は、過疎法の適用自治体内の赤字店舗・黒字店舗の合算をした結果が赤字なら、この赤字というのはユニバーサルサービスコストといえるのかもしれないとか、この点については現在検討中であり是非ご意見を賜りたいと思っている。

ご質問があった保育事業、これは別にやらないと決めたわけではないし、やると決めたわけでもなく、逆にこれは法律に書けることではないので、もし日本郵政グループが新しい事業としてそういうことをやりたいということになれば、おそらく厚労省から認可を受けてやる等の何らかの対応が必要だが、社会的ニーズを考えると、非常にあり得る話だとは思っている。

最後のご質問にお答えするが、危険選択をする上での体制整備があつてこそその保険加入限度額ではないかという点は、全くその通りであり、そこはかんぽ生命の現状がどうであるかということは今後日本郵政グループとさらに話を詰めていく中で、最終的な内容が決まっていくと考えている。現在、完全に民間の保険会社と同じだけの危険選択の情報収集及び判断体制があるといえるかどうかということですが、そのあたりは、あるという立場の方もいれば、不十分だというご意見もあり、微妙なところだと思う。

(答) (長谷川政務官) 郵便認証司は、内容証明郵便を取り扱う資格であり、民営化と共に新しく設けた資格です。公社時代までは、国家公務員でしたので、内容証明郵便、どういう内容のものが郵便局で扱われ、確実に相手のところに届いたかということを確認する権限は、公務員として与えられていたわけですが、公務員ではなくなったので、そういった公の証明をする資格が民間人にはなく、郵便局で内容証明郵便が扱えなくなることから、郵便認証司という資格を設けた。しかしながら、その都度、内容証明の業務に携わる人間を発令するものですから、非常に現場が混乱をしており、結果的には資格のない人が内容証明郵便を扱い、後でそのことが発覚して、その内容証明郵便が効力を発しなかった、裁判でも効力を発しなかったということが多発したので、仕組みを改めなければいけないと思っている。内容証明郵便に携わる人間は、その限りにおいて公務員とみなすというような規定でいけるのではないかと今考えているところだが、お知恵があればいただきたい。

○ ユニバーサルサービスの提供を大前提として考えれば、そのコストをいかに賄えるかということがポイントになると思う。そういう点から言うと、できるだけ業務の規制を撤廃して自由にさせる。そして上限の撤廃というのも合理的だと思う。それで赤字が出ないようできるのであればいいが、おそらく地方ではそれではペイしないし、地方と都会を一緒にしても、結局赤字が出るのではないか。その場合、補完的な措置として税制上の措置で補っていく、結局は税金で補填していくしかないと思っている。

その前提で質問をするが、素案において「民間金融機関とのシナジー効果を期待し」とあるが、これは大前提として業務の規制を撤廃して自由に連携できるようにするのか、あるいは、民間に対してある程度規制をして、自由に競争させないで補完的に助けるということか、という点伺いたいと思う。

もう一つは、株の持分について、人事に影響を及ぼすことが必要であり、2分の1が常識だと思っている。

- ユニバーサルサービスのコストについて、政府が負う直接の義務としても、一部利用者負担、応分の受益者負担という考えはないのか。また、金融会社の収益の一部ということも考えるのか。その場合、政府が負担してしまうと、モラルハザードの問題や企業努力の担保の問題がある。収益をあげるという点で、他の一般企業と比べ、特別なノウハウがないであろうから、本当にカバーするだけの収益をあげられる仕組みを作っていくのか、お聞きしたい。

それと、素案に「郵便事業はユニバーサルサービスを維持すること」と書いてある一方、「金融事業はユニバーサルサービスを提供すること。とくに。中山間地等の過疎地域に留意すること」と書いているが、ここに違いがあるのは、金融事業はまだ足りていないと考えているのか。その意味合いを教えてください。

- 依然として法制の体系が分からないので、業法と特別法とがどのような仕切りになっているかイメージが湧かない。それを前提とした上で、この素案において、電力事業やガス事業に類する考え方が参考になるとあるが、どういった点を参考にしようと考えているのか、教えていただければと思う。私はかつて、電気事業法とガス事業法の改正をやっており、この規制というのは、ユニバーサルサービスという供給義務を課した上で、規制はネットワークの部分だけ、電気であれば送電線の部分だけであり、あとの小売、発電といった部分は、極力自由にしようという考えの下に規制をつくった。電力事業、ガス事業に共通した規制を入れようとするのか、教えていただきたい。

もう一点は、素案において、「銀行会社は業法に基づく一般会社であることから、運用については自らの経営責任において行うものとする。但し、これまでの経緯を踏まえ、利用者利便、金融システムの安定性、競争条件の公平性等の観点から所要の措置を講じる」となっているが、この運用について、どのような所要の措置を講じるのか教えていただきたいと思う。

また、「民間金融機関、日本郵政グループの双方に対して、自主的かつ有意義な業務提携を行い、地域経済や中小企業金融の活性化に資することを期待する」とあるが、この期待するということは、政府として何を意味するのか。2分の1の株式を保有するとするならば、株主の権利としてこういう方向に業務を移すよう株主の意見を言うことなのか、単に期待するという意見表明なのか、この点は、私は民営化された後の銀行会社のキーになるところだと思うので、その方向を教えていただきたい。

最後に、「かんぽの宿」と「メルパルク」について、「独立した株式会社形態の事業体である日本郵政グループの自主的な経営判断に委ねる」となっている。この点に関してはマスコミ的にも、かなり注目されると思っており、

仮に、2分の1の株式を保有するのであるとすれば、自主的な経営判断に委ねるというよりは、もう一步踏み込んで「かんぽの宿」、「メルパーク」をどう整理していくのかというメッセージを政府として出していくべきだと思う。

- 地域社会の業務内容について、先ほど保育所というご意見もあったが、郵便局自体が事業主体になるのはどうなのか。金融機関として融資をするという点はいいが、幼保一元化すらできない状況で、今度総務省の下で保育所を作るというのはできないと思うとともに、かつて郵政省時代にかんぽ資金で有料老人ホームを始めたこともあったが、失敗している。事業主体ではなく、地域の金融機関として、地方公共団体が新たな事業を起こす時に地方債を買うということを義務付けたら良いのではないか。国債ばかり買うのではなく、やはり地域の金融機関としての役割を明確にすべきではないかと思う。

(答) (大塚副大臣) 最初に折衷案が落とし所ではないかというご意見をいただいたが、そういうことかなと思っている。この政策会議は、折衷案を探るための重要な会議だと思っていますのでよろしくお願ひしたい。

業務規制を撤廃して補完的に考えていくのかという点について、特に融資のところ、今でもできる状態にはなっているが、そのノウハウもあまり無い中で、業務規制を撤廃し融資をやってもできないのではと考えている。地域金融機関や農協のご心配をしておられるご発言もあったが、本格的に融資をやると、民間の中小の金融機関は大変な脅威を感じるわけです。そこで、規制は撤廃するけれども業務提携してほしいというのは、ご質問にもあった三番目の期待とは何を意味するかという点と関係があり、まさしく民間金融機関も日本郵政グループも自分たちだけがよければ良いという考え方には立たないでほしいということを今回、両者に対しては検討の段階ではっきり申し伝えている。それぞれが国民や日本経済のためにどうしたらwin-winの関係構築かという視点で議論をさせていただき、各業界にもご納得いただかないと今回折衷案は見つからないだろうと考えている。その結果として、本文中にもありますが、例えば融資業務で日本郵政グループ、ゆうちょ銀行の持っている大量の国債を企業の融資のときの担保として品貸し出来ないかということ、これは私どもの方から提案をして、いま検討をしております。そうすると何が起きるかという、仮に、ある地域金融機関、信用金庫がこの企業には担保さえあれば貸したい、でも担保が無いからこれ以上貸せないという時に、実はゆうちょ銀行との提携ローンがありますよと、その提携ローンのパッケージですよと、ゆうちょ銀行から国債を担保として借りて、品貸し料だけ払ってもらえれば担保として貸してもら

えますよ、というように提携ローンについて聞いた時に、是非使いたいということになると、その中小企業は融資を受けられることになる。そして、信金は融資をできることになり、ゆうちょ銀行は持っている国債を有効活用して品貸し料を得ることになる。これは事実上、信用保証と同じ仕組みですが、当然、焦げ付くリスクがありますので、平均的に出てくる弁済率以上の品貸し料をもらっておけば、確率的に損はしないはず。例えば、こういうパッケージを、法律に書くわけにはいかないの、それぞれの工夫の中で出来ないかということをお願いしているというところ。業務規制は撤廃しますが、補完的に我々が考えているということではなくて、補完的にお互いが何をしていくかということを経界自らが考えてもらわないと、おそらく折衷案は生まれまいだろうということだということをご理解いただきたい。

それから、出資比率について、人事に影響を与えないと意味がないと言われておりましたが、人事に影響を与えるという比率がなかなか悩ましいところですが、会社法における3分の1、2分の1、3分の2におけるそれぞれの権能というのは資料編の中に入っているの、それぞれのお考えをまとめていただければと思う。

それから、小規模店の規制については、例えば、顔も分かっている方に都度本人確認を必要があるのかという点に関しては、金融庁の中でも検討した結果、そんなにリジットなことは要求していないということが分かってきている。例えば、現在、局舎の中で従業員の方を向いているテレビカメラについて、本来、防犯用のテレビカメラであれば、そういう向け方をし、お客さまの顔さえ映っていれば本人確認できるわけであり、カメラの使い方一つで規制のあり方というのは変わってくると思っている。まさしく小規模店の実態にあった規制にしていくことになるが、郵政の小規模店の規制を緩和するのなら、民間金融界も小規模店を緩和してほしいというようなことを言っているのは事実であるから、そういうバランス論もとっていかなければならないということは事実だと思っている。

それから、ユニバーサルコストについて、受益者負担という考え方はないのかというご質問があったが、これはあり得ると思う。それは、まさしくこのトライアングルの議論をしていただく中で、ユニバーサルサービスといっても郵便局を使わない方もおり、そのような方に対してまでコストを負担させるのは良くないということであれば、郵便局の利用者の方に払っていただき、そして日本郵政グループの収益の中でそれを賄うべきだというご議論もあると思う。その場合には、日本郵政グループが独自に収益をあげる中で拠点サービスを維持していくという結論ももちろんあり得ると思います。しかし、現時点であまり変えたくないと思っている点は、誰が誰に対して負って

いる義務なのかという点であり、国が国民の皆さんに対して負っている義務だという点は、ひとつ最後までみなさん同じ考えでご議論いただければ幸いです。

それから、ユニバーサルサービスの維持と提供についてご質問がありましたが、郵便事業は万国郵便条約で規定されている国家の義務であり、メール等が普及し郵便を使わない人が増える中で、やはりユニバーサルサービスを維持するということが国家として本当の義務であると思っている。一方、金融事業は、今現在でもユニバーサルサービスは義務化されていない。ところが、素案で金融も義務化すると書いてあるのは、かなり踏み込んでいる話です。しかし、ここであえて提供という言葉を書いたのは、金融というのは、特に都市部においては、代替事業者はかなりいるという状況もあり、ユニバーサルサービスという言葉で、日本郵政グループに課すサービスと考えるのか、国家が国民の皆さんに提供するサービスを称してユニバーサルサービスと考えるかによって実は意味が変わってくる。代替事業者がいれば、直接、日本郵政グループがやらなくても、代替事業者がいることで、国家としての義務は果たしていることになるので、維持と提供という言葉が適切かどうかは別にして、深い意味があること自体は事実であるので、お気づきいただいたことに感謝を申し上げたい。

それから、電力とガスについて、一番深く意識しているのは退出規制である。これは過疎法との関係もあるが、例えばだんだん人口が減っている20人、30人の集落にある郵便局は、もう商売にならないから撤退するわけですが、国家として、そこには郵便局を置いておいてくださいと、そういう拠点を具体的に指示するということになれば、それはまさしく退出規制であり、本当は撤退したいけれども撤退しないでくれ、あるいは、今無いところでも新たに拠点を設けてくれ、ということを経営者として言わなければならないところもあるかもしれない。この点についてはコスト論とかなり結びついてくることではありますが、今現在はこういうことを考えている。

それから、運用についての所要の措置、これも実は大変重要な話であり、民間金融機関とのバランスを考えると、いくら原則自由とは言っても全部自由にやっていただくと信金、信組は持たないのではないかと、というご意見もある中で、一部の業務については暫く遠慮をしてくださいということを経営者として日本郵政グループに対して課すかどうか、これがまさしく所要の措置であったりするわけです。ただ、その内容については未だ決めていない。

それから、期待というところは、先程、申し上げたとおり現状においては法律に書かずとも、業界自身で、経営陣同士で話し合っただけでそういう方向を模索していただけるとありがたいという意味です。ただ、さっき申し上げまし

たような中小企業向けのレポを活用した新しいスキームを、良い話だということで、是非法律に書いて法定化しろというのであれば法律に書くこともありますが、そうすると期待をするという範疇を超えて法制措置をとるということです。

それから、かんぽの宿等の施設についてご指摘がありました。ここについては、今の段階でこれ以上私見を申し上げるのは適切じゃないと思うので、先生方の更なる深いご議論をいただきたいと思っています。

他にもご意見等がありましたので、参考にさせていただきたいと思う。

- 素案では、親会社・子会社は民営化会社ということであり、親会社・子会社も税金を納めるということになる。利益が出れば納税し、株主に配当することになる。そうすると、政府が2分の1の株主とすれば、親会社は政府へ2分の1の配当をすることになり、子会社は親会社へ2分の1の配当をすることになる。昨日、大塚副大臣はテレビに出演され、株式会社は株主のものではなく、社会のものだ、という公益資本主義という新しい考え方に基づく郵政会社にするべきだと申し上げておりましたが、そういうことから考えると、当然、ユニバーサルサービスコストは税金を使わずに、親会社・子会社に負担させることが基本だと思います。

そして、国の信用力をバックとして、郵貯や簡保の限度額をどのようにしたら、利益がでるのか、その時の損益分岐点はどの辺なのかといったシミュレーションをして判断すべきであると思う。そうしないと、具体的な出資比率、あるいはユニバーサルコストを誰にどのように負担させるのか、という方向性も決まっていけないと思うので、是非、具体的なシミュレーションをしていただきたい。国の信用力があるのとないのでは、大きな差がありますので、是非ご検討いただきたい。

- 郵政民営化の見直しについては、今度こそ現場の声を本当に入れていくということで、私も民営化見直しというところで皆さんと同じ気持ちであります。大塚副大臣が、業界それぞれの立場を超えて、この国の金融システムがどうあるべきか、という観点から、それぞれが公の観点から議論すべきあるということはその通りであると思いますし、是非そのような観点からの質問ということでご理解いただければと思います。

まず、前回の政策会議において、郵貯の限度額を廃止し、それによってロットを大きくし収益を拡大して、ユニバーサルコストを郵政株式会社の中で賄っていこうという議論がありましたが、仮に、郵政の金融部門が赤字を出してしまった場合、国費を投入し、郵貯銀行を潰さないようにするのか。ま

た、業法に基づいて他の銀行と同様に破綻処理をするというような状況に直面した時はどうするのか。

もう一つは、郵貯銀行が赤字になった時、ユニバーサルサービスを維持できるのかどうか。前回の会議では、郵政株式会社がユニバーサルサービスを返上するという選択肢もあるという話も出ていたが、国としてその場合、郵政株式会社がユニバーサルサービスを続けるという時、国が更に国費を投入して、それでも維持するのかどうか、そうしたところの方針があるならば教えていただきたい。

また、細かな点ですが、郵貯の目標貯金額があるならば教えてほしい。現在170兆円、最大260兆円ですが、限度額を廃止して増やすということであるならば、目標金額を教えてほしい。

運用体制については、よく見えていないところがあり、知恵を絞って行こうという話ですが、現状、国債の運用が非常に多く、金利上昇局面では赤字になりかねない状況であり、そういった場合に今の運用体制をもう少し変えてゆく必要があるのではないか。まず、運用体制を整えてから、限度額について検討すべきではないか。

平成3年の時、限度額を700万円から1千万円に引き上げた時、単年度で郵貯残高が14%伸びている。その時に、民間金融機関は郵貯よりも高い金利を設定していたにも関わらず、郵貯が伸びたということです。その時の事業主体は、郵政省であり、現在の株式会社と違いがありますが、利用者にとっては、政府出資割合というのは信用力であり、預金者の預金行動に大きな影響を与えるので、参考までに申し上げます。

- 大塚副大臣のご説明を伺い、国家として言わなければならないことが出てくるとするならば、持株は2分の1以上という事ははっきりする。

それから、ユニバーサルコストの話が随分出ており、具体的な数字を出した方が良いという意見もあったが、公社時代にどのくらいのコストがかかり、赤字の部分はどこがどのように出していたのか明確にさせ、今の状況と比べて貯金残高や保険残高は当時より目減りしているが、そのコストを賄うためには新規事業を起こさなければならないとか、限度額をどうしなければならないのか、が自ずから決まってくると思うので、是非、資料提出をお願いしたい。

(答) (大塚副大臣) 国家として言わなければならないことがあるということについて、そのことがイコール2分の1ということになるとは限らない。例えば、拠点の設置を国が申し出ることが出来るということは、法律で書けばそれで済む話でありますので、出資比率の話は全くフリーハンドだということは何とぞ

理解願いたい。

それから、日本郵政グループの営業状況、財務状況については、ご意見のとおりですので、所要の資料を整えて、次回の政策会議の時には皆様方にお配りをさせていただきたいと思っている。

郵貯の限度額を大きくし、規模を大きくしてユニバーサルコストを賄わせていった場合、赤字になって経営が危機になったときにどうするのか、というご質問について、業法のもとでいくという場合には、既存の破たん法制のなかで対応するべきであると素案に書いている。では、そうなったときに、ユニバーサルサービスを日本郵政グループが出来ない、自力では出来ないわけですから、どうやって維持していくのかというご質問もいただきましたが、通常の金融機関と同様破たんはするが、その破たんした金融機関を維持しようとして、国家として国費を投入するのか、あるいはその金融機関がなくなるとユニバーサルサービスを果たすビークルがなくなるので、ほかのビークルを作るのか、ほかに頼むのか、そこはそういう選択肢になってくると思う。ただし、本来他の金融機関が持ってないようなところの中山間地の拠点は、日本郵政グループしか持っていないことになるので、他にビークルを探すといっても難しいことになるので、破たん処理をした後、国費を投入し再建してでも、それを維持させるということが現時点で考えられる現実的な展開と思う。ただ、仮定の話なのでなんとも分かりません。

郵貯の目標額があるのかないのかという点について、あるのかないのかというと、ありません。

限度額が700万から1千万に増えたとき、民間金融機関が高い利息を付けていたにも関わらず、郵政の預金量が14.3パーセント増えたという話をご披露いただきましたが、重要な話ですので補足させていただく。お手元には、私の名前で談話を入れさせていただいているが、談話の2番目の項目に、「今回の改革が金融システムの安定性に資することが重要な留意点であるが、この場合の金融システムの安定性とは、民間金融機関及び日本郵政グループの金融事業を含むわが国金融システム全体の安定を念頭においている」、とあえて書かせていただいている。つまり、あの5年前のときの議論、そして今回もここまでの調整の過程で、私なりに感じていることは、民間金融界の方は日本郵政グループが頑張り過ぎると、自分たちの経営が脆弱になって、金融システムの安定性を阻害するとおっしゃいます。一方で、日本郵政グループの皆さんは、自分たちの業務を拡大させてくれないと、ジリ貧だとおっしゃる。国民から見れば、どちらも金融システムの一部で、その点を業界の皆さんには十分に御理解いただけてないということのようなので、先ほども申し上げましたように、この素案をまとめる調整過程で、両者に対して自分たちのことばかり考えない

で、本当に、国民の皆さんに金融事業を提供するという立場に立って、少しずつ譲り合うという気持ちがあれば、今回は、折衷案には至らないということをお願いしておきまして、まさしくこの金融システムの安定性とは、両者のことを全部含んでおりますので、一体どういう上限額にしたら国民の皆さんに迷惑をかけないで済むか、あるいはお互いに、必要以上の傷を負わないで済むか、ということでもあります。

- 国民の皆さんが一番この郵政改革に望んでいることは、郵便局のネットワークがちゃんと維持され、田舎の郵便局もつぶれないで存続して欲しいという気持ちだと思います。そのために3事業一体でやろうというのが一つ。

もう一つ大事なことがあります、郵便局の8割を支えているのが貯金、保険であるが、この10年で貯金は約3分の1、保険は約4割減少している。このままいったら、郵便局ネットワークは維持できないという事態に立ち入っている。そう考えると、今回の改革で最も優先すべきことは、この貯金保険の財務を安定させる、そのためには限度額を撤廃すること、そして、新規業務を認めることだと思います。

ただし、金融システム全体の安定化が必要でありますから、民間金融機関とのバランスが必要。今日午前中に民間金融機関の方といろいろ議論をしたのですが、民間金融機関の方は、小さな金融機関が入ってくるのが嫌だと、農協や信用金庫が困るとおっしゃっていましたが、そのこと自体に説得力がないと思います。そうはいつでも、やはり金融システム全体の安定を考えたり、折衷案ということも分かるので、私が提案したい折衷案としては、限度額は撤廃し、新規事業も認めるけれども、株は3分の1でいいというもの。やはり株が2分の1を超えると、どうしても目に見えない国の保証という、まさに暗黙の政府保証という誤解を招いてしまう可能性があることから、株は3分の1でいいのではないかと考える。それから、一般会社として原則として業法を適用するが、例外は必ず設けるべきだと思います。先ほど大塚副大臣から、民間の金融機関も小さなところは例外にすればいいとの話がありました。まさにそのとおりだと思います。

- 過疎地の人たちは郵便局が頼り。農協と郵便局、統合したっていいと思う。競争というが、それは自由放任であり、規制したり、ある分野を保護したりすることが政府の役割であると考え。

配達事業はユニバーサルサービスであるから、何らかの優遇措置を講ずべき。しかし、民業は絶対圧迫してはならない。その兼ね合いについて、一緒に議論していきたいと思っている。

○ 素案において、シナジー効果を発揮するとあるが、得意分野同士が提携したことでシナジー効果が出たという結果に至らないこともあるので、一概に何でも業務提携すればいいというわけではないと考えている。

また、ゆうちょ、かんぽの資金 300 兆円で、国債や株式を全部買った場合、メリットだけではなくデメリットも出てくると思うので、金融システムの安定性の観点から、よく考えていただきたい。

○ 郵政公社の頃にほとんど問題点がないところまで改革が進んでいたにも関わらず、事業を分割してしまった。従来、郵便事業のユニバーサルサービスを補完するために、税金ではなく金融でやっていたという経緯があった。ゆうちょ、かんぽだけが儲かっているように見えるが、これはゆうちょ、かんぽは、郵便事業のユニバーサルサービスに係る人件費を負担している一方、郵便事業のユニバーサルサービスに付随して成り立っているという補完関係にあったわけであるから、統合しない場合に、ゆうちょ、かんぽが成り立つかどうかを考えていただきたい。

○ 3 社体制がいいと思っており、また、ユニバーサルサービスのコストについては、やはり政府が国民に対して負っている義務を、郵政グループに課すことに鑑み、義務履行コストに見合う内容の所要の措置を講じる、この部分は基本的に大事にしなければならない基本路線だと思います。

金融、保険で儲かった部分を回すという考え方もあるかもしれないが、それは折衷的にやるべき部分もあると思う。金融、保険で儲かった部分を回すことを貫徹してしまった場合、金融、保険が儲からなかったらユニバーサルサービスを削減、縮小することに繋がりがねないし、もし儲かるようにしようとするれば、過剰に儲かるようにしようとすることになる。やはり、ユニバーサルサービスというものを確実に保証するという見地から、どこかから回すという組合せがあるにしても、基本的に国民全体で支えるという形で組み込んでいくというのが本来あるべき姿である。その対象がどのくらいの額になるのかという点については考えていかなければならないが、この基本の部分はしっかりしておくことが重要だと思うので、その点お願いしておきたい。

○ 民営化論が出てからゆうちょ残高が 100 兆円も落ちてきたというのが出発点だと思う。基本的に郵便貯金は、郵便のネットワークの中で金融も郵便事業もお互いに支え合ってきた。この数年間で 100 兆円落ちたということは、いくら郵便事業が三事業合体、あるいは三社体制にするといっ

でも、もう既に郵便事業全体を収支均衡するような事態で推移できないような状態まで至っているということを意識しないといけない。もう時間の問題で、ゆうちょ銀行もかんぽ生命も黒字が出るような事態ではなくなりつつあり、議論している間に結局は赤字が出てしまうということを意識して議論しなければならない。そのためには、まずはいかに今の170兆円というゆうちょ残高を維持するのか、このことを考えないといけない。今そういう危機ラインであることを前提に議論を組み立てていく必要がある。しかし、一方で普通銀行が相変わらず色んな制約を郵政事業に対して求めているという現実を考えると、あまり議論を長引かせると、この問題全体がもはや取り返しのつかない事態になっていく。何からまず始めるかということをお前提にして、もう一度工程表を作り直してもらいたい。

(答) (大塚副大臣) ありがとうございます。今日の段階で大体発言も出尽くされたと思う。本日は、基本的に御意見だったと思いますので、しっかり参考にさせていただきたい。

ただ、大変印象深い御意見が出たと思っており、金融のことだけを考えますと、これは下位業態になればなるほど、やはり利害調整が難しくなる。そういう中で下位業態ではないけれども、つまり、農業系統金融という枠で考えると決して下位業態とは言えないが、農協という単位で考えると、ここも大変な利害調整が必要なところで、系統金融も実は今後の我が国の金融システムや日本経済を考える時に、系統金融がどうあるべきかというのは非常に重要な課題。

20世紀の成功モデルを前提に作られた様々な金融のピークルが自分達だけは守ってくれとそれぞれが言い張っている限り、全員でマイナススパイラルに陥っていくという状況にあることだけ、是非御理解いただいて、連立与党は合理的な結論を導き出せる内閣を運営していることをこの法案の帰趨で国民の皆さんにお示しできるよう、引き続き御指導いただきたいと思います。本日はどうもありがとうございます。

(以上)